

介 第 4 8 号
令和 6 年 5 月 1 0 日

県所管介護サービス事業者 様

和歌山県介護サービス指導課長
(公印省略)

介護サービス事業所・施設等における高齢者への虐待防止に係る
取組の徹底について

今般、県内の障害福祉施設において、職員による入所者への虐待事案が発覚しました。当該事案にあつては、周囲の他の職員が気づいていたにも関わらず施設長への報告を怠っていたことから組織内で共有されず、事実の発覚が遅れたところです。

介護サービス事業所・施設等においては、令和3年度報酬改定等に伴い、高齢者への虐待の防止又は再発を防止するための措置を講じることが義務付けられ、職員が虐待等を発見しやすい立場であることを踏まえ、虐待等を早期に発見できるよう必要な措置（職員等に対する虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知）をとることが示されています。

各事業者におかれましては、高齢者への虐待は高齢者の人権を侵害する重大な事案であることを改めて認識していただき、施設等内での虐待防止及び早期発見に係る体制をより一層充実させていただくとともに、万が一、虐待等が発生した場合は、事業所・施設等内で止めることなく、速やかに市町村へ通報・対応いただきますようお願いいたします。

また、支援に当たつての悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制や、職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有できる体制等、これらの風通しのよい職場環境の整備に努められるよう併せてお願いいたします。

和歌山県介護サービス指導課 T E L 073-441-2527 F A X 073-441-2516
